

令和7年度

上厚真小学校  
ハンドブック



厚真町立上厚真小学校

〒059-1748 北海道勇払郡厚真町厚和59-3

TEL 0145-28-3560

FAX 0145-28-2004

## 【目次】

- ・厚真 学びの約束
- ・学習用具について
- ・日課表
- ・学校生活のきまり
- ・校外生活のきまり
- ・通学路について
- ・上厚真小学校 スクールバスの利用マナー
- ・諸費の納入について
- ・上厚真小学校の安全対策について
- ・いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について
- ・警察と連携した「いじめ問題」への対応
- ・年間行事予定表

### 【このハンドブックについて】

家庭と学校が連携し、教育活動を進める参考としていただくために作成いたしました。保護者の皆様と情報を共有することは、児童が安心して学習に取り組み、安全に学校生活を送るために、とても大切なことです。また、ご家庭でも、子どもたちに読んで説明して頂けると幸いです。

# 厚真学びびの約束

## 真

1. チャイムの合<sup>あい</sup>で授業<sup>じゅぎょう</sup>を始められるよう<sup>はじ</sup>に着席<sup>ちやくせき</sup>する。
2. 学習<sup>がくしゅう</sup>の始めと終わりのあいさつをきちんととする。
3. 正<sup>ただ</sup>しい姿勢<sup>しせい</sup>で学習<sup>がくしゅう</sup>する。
4. はつきり返事を<sup>へんじ</sup>して、みんなに聞こえる声<sup>こゑ</sup>で話<sup>はな</sup>す。
5. はなす人<sup>ひと</sup>を見て最後<sup>さいご</sup>まで聞く。
6. 必要<sup>ひつよう</sup>のないものを机<sup>つくえ</sup>の上<sup>うえ</sup>に置かない。
7. 授業<sup>じゅぎょう</sup>後<sup>ご</sup>は、次の学習<sup>がくしゅう</sup>の準備<sup>じゅんび</sup>をする。



## 学習用具について

### ◆筆箱の中

- ・削った鉛筆（Bか2B） 5本程度
  - ・削った赤鉛筆、青鉛筆 1～2本（3年生以上はペン、ボールペンも可）
  - ・油性ペン
  - ・15cm定規…絵や模様が少なく、目盛りがはっきり見える透明のもの。  
折り畳み式はX。
  - ・消しゴム…よく消えるもの。消すこと以外の機能が付いているものはX。
- ※その他、担任から指示のあったもの。必要に応じて、お道具箱の物を筆箱に入れておいてもよい。
- ※6年生はシャープペンシルの使用を認める。

### ◆道具箱の中

- ・はさみ
- ・スティックのり（プリントを貼る際に使用）
- ・水のり（図工等で使用）
- ・色鉛筆（クーピーも可、12色程度）
- ・油性ペン
- ・セロテープ
- ・クレヨン（1・2年生）
- ・三角定規…絵や模様が少なく、目盛りがはっきり見える透明のもの。  
2枚1セット。（2年生以上）
- ・コンパス…鉛筆型が望ましい。（3年生以上）
- ・分度器…絵や模様が少なく、目盛りがはっきり見える透明のもの。  
両方向から目盛りがあるもの。（4年生以上）

※その他、担任から指示のあったものを入れる。

### ○その他

- ・連絡帳…1年生の時に配付されたものが使い終わったら、各家庭で購入する。
- ・タブレット…（1、2年生）学習で必要な時に持ち帰る。  
(3～6年生) 基本的に毎日持ち帰る。

※教科書やその他の教材等が過重になることで、子どもたちの身体の健やかな発達に影響が生じないよう、上厚真小学校では、以下のような配慮を行う。

学校に置いて帰ってもよいもの	使う期間ごとに持ってくるもの
教科書、ノートなどの教材	絵の具セット～全学年
探検バック～全学年	習字セット～3年生以上
鍵盤ハーモニカ～全学年	裁縫セット～5・6年生
リコーダー～3年生以上	スケート道具～全学年

# 上厚真小学校 日課表（通常日課）

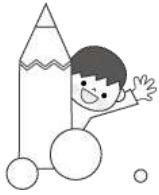
	月	火	水	木	金
7:55	スクールバス到着				
8:00~8:05	準備	準備	準備	準備	準備
8:05~8:25	学習タイム	フッ素・読書	学習タイム		学習タイム
8:25~8:35	朝の会				朝の会
1校時 8:35~9:20				8:15~9:00	
2校時 9:25~10:10				9:05~9:50	
10:10~10:25	中休み				中休み
10:25~10:30	学習準備				学習準備
3校時 10:30~11:15				10:55~10:40 学習準備10:50~10:55	
4校時 11:20~12:05				10:55~11:40	
12:05~12:45	準備・給食			11:45~12:30	準備・給食
12:45~13:00	昼休み				昼休み
13:00~13:05	清掃・学習準備				清掃・学習準備 (クラブ時)
13:05~13:20	清掃				清掃 簡単清掃 13:00~13:05
13:20~13:25	4時間授業の場合は、 12:50~13:05 清掃 13:05~13:10 はみがき 13:10~13:20 帰りの会 13:30 下校			はみがき	13:05~13:10 はみがき
5校時 13:30~14:15				13:30~14:15	5校時 13:15~14:00
14:15~14:25	帰りの会 (1~3年)	帰りの会 (1~6年)	帰りの会 (1・2年)	帰りの会 14:15~14:25	帰りの会 (1~6年)
下校時刻14:30	下校バス14:30	下校バス14:30	下校バス14:30	下校バス14:30	下校バス14:30
6校時 14:20~15:05	4~6年	会議等 14:30~15:30	3~6年	放課後	委員会 4~6年 14:30~15:15
15:05~15:15	帰りの会 (4~6年)		帰りの会 (3~6年)		クラブ (4~6年) 14:15~15:15
15:15~15:25	放課後		放課後		放課後
下校時刻15:25	下校バス15:25				下校バス15:25

# 上厚真小学校　日課表（特別日課）

	月	火	水	木	金
7:55			スクールバス到着		
8:00~8:05					
8:05~8:15			朝の会		
1校時 8:15~9:00					
2校時 9:05~9:50					
3校時 9:55~10:40					
10:40~10:50			中休み		
10:50~10:55			学習準備		
4校時 10:55~11:40					
5校時 11:45~12:30					
12:30~13:10			準備・給食（歯磨き指導）		
13:10~13:20	昼休み	13:10~13:20	帰りの会 13:10~13:20	昼休み	
13:20~13:25	はみがき			はみがき	
13:25~13:30	準備			準備	
6校時 13:30~14:15	4~6年	下校バス (1~6年) 13:30		3~6年	3~6年
14:15~14:25	帰りの会	会議等 13:40~15:30	帰りの会	帰りの会	帰りの会
下校時刻14:30	下校バス14:30			下校バス14:30	

◎特別日課の時は、午前5時間授業を行った後に給食。

◎特別日課の時は、朝の活動時間・清掃は、なし。



# 学校生活のきまり。

## 学校の行き・帰り

- 7時50分から8時までの間に、まとまって登校しましょう。
- 学校の行き帰りに出会ったお友達や地域の方、先生方に元気よくあいさつしましょう。
- 学校の行き帰りには、できるだけまとまって寄り道をしないで帰りましょう。
- 下校時刻を守りましょう。(下校時刻はスクールバスの発車時刻と同じです。)
- 決められた通学路を通り、できるだけ歩道のあるところを通りましょう。
- 特別な理由のない場合は車での送り迎えはしてもらわず、健康のため歩いて登下校しましょう。
- 危ない目にあたり、あやしい人に会ったりした時は、おうちの人や先生に知らせましょう。

## 勉強時間・休み時間



- 天気の良い日の休み時間は、できるだけ外で遊びましょう。
- 朝のじゅんびをすませたら、席についていましょう。
- 休み時間が終わったら、すぐに席につきましょう。  
(水飲み、トイレは休み時間中に終わらせる。)
- 給食を早く食べ終わった時(清掃が早く終わった時)は、チャイムがなるまで教室(清掃場所)にいましょう。
- ろうかは静かに歩き、階段の上り下りの時は、一段ぬかしをしないようにしましょう。
- 体育館や外で遊ぶ時は、きまりを守って、安全に遊びましょう。
- 使い終わった道具は、もとの場所に片付けましょう。(ドアもきちんと閉めましょう。)
- 他の学級に遊びに行くのは、その学級の人がいる時にしましょう。
- 休み時間、放課後に特別教室を使いたい時は、担任の先生に必ず断りましょう。

## 持ち物・くつ

- 学習に必要なもの(携帯電話・おもちゃ・など)は、持ってこないようにしましょう。
- 持ち物には、全て名前を書きましょう。
- 運動に適したくつを、きちんと書きましょう。(上靴:底の色の指定はありません。)

わからないことや、こまったことがあつたら、先生に聞きましょう。

# 校外生活のきまり



☆ 次のことをしっかりと守って、楽しく生活しましょう。

## 交通事故に気をつけよう

- ★ 自転車に乗る時は、おうちの人としっかりと話し合って、乗って良い範囲や道路を決め、約束を守りましょう。
- ★ 歩く時も自転車の時も、交通ルールを守りましょう。二人乗りは、絶対にしてはいけません。
- ★ 自転車の点検・整備をきちんとしましょう。
- ★ 自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶりましょう。
- ★ 自転車に乗る時は、お家の人にから許しをもらってから乗りましょう。  
雪が降ったら自転車は乗れません。雪が解けた時期になると乗れます。



## 遊ぶ時、出かける時は

- ★ 買い食いやおごり合いはしてはいけません。用事のない時は、お店に入らないようにしましょう。
- ★ 子どもが入ってはいけない店などには、出入りしてはいけません。
- ★ 危険な場所（川、沼、海、用水路や側溝など）に、子どもだけで行ったり、遊んだりしてはいけません。必ず、保護者が保護者が認めた責任をとれる大人と一緒に行きましょう。
- ★ 友達の家に遊びに行く時は、その家のお父さん、お母さんがいる時にしましょう。
- ★ 子どもだけで外に出かける時は、行き先・用件・帰宅時刻などを告げ、親の許しを受けてから外出しましょう。また、帰宅時刻を必ず守りましょう。（5・6年生は、親の許しがあれば校区外へ子どもだけで行っても良いですが、特別な場合を除き、厚真町外は認めません。なお、行き先や目的、小遣いの額などを親と相談し、危険なことに巻き込まれないように、十分注意しましょう。）
- ★ ゲームやカードなどの交換や貸し借りは必ずお家の人の許しをもらってから行いましょう。  
また、貸し借りしたものなどを、学校には、ぜったい持てこないようにしましょう。
- ★ 外出するときは、防犯ブザーや笛など、周りに危険を知らせることのできるものを持ちましょう。
- ★ あやしい人には近づかないようにし、知らない人に声をかけられても、車に乗ったり、ついて行ったりしてはいけません。知らない人が近づいてきたら、お店や近くの家に助けを求めるましょう。
- ※ あやしい人がいたり、危ない目にあったりした時は、大きな声で助けを呼び、近くの店や家に助けを求めるましょう。それから、お家人や学校・警察にも知らせましょう。
- ★ 知らない人からの電話での質問に、学校のことやお友達のことなどを答えないようにしましょう。
- ★ 公園や公衆トイレ、公衆電話など、町の人がみんなで使う物は大切にしましょう。（公園や運動場をお菓子のゴミやジュースの空き缶でちらかさないようにしましょう。必ず持ち帰りましょう。）
- ★ 厚南会館の屋外のトイレは使わず、館内のトイレを使いましょう。
- ★ 花火は、保護者や責任のある大人の人と一緒にしましょう。

《 帰 宅 時 刻 》 ※暗くなる前に、家に入りましょう。

月	4 月	5～8月	9・10月	11～1月	2・3月
帰宅時刻	午後5時	午後6時	午後5時	午後4時	午後5時

## 【通学路について】

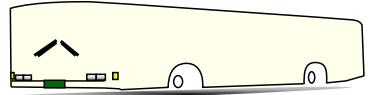
- 郵便局前に押しボタン式信号機と厚南会館前の信号機ともに通学路に認定されていますので、どちらを通るかは保護者の判断ですが、親子で決めた通学路を通るように指導して下さい。



# 上厚真小学校 スクールバスの利用のマナー

## ①バスに乗る時

○バスの発車時刻に間に合うように、 よゆうをもってバス停に向かいましょう。



○帰りのバスは、 発車時刻5分前から乗ることができます。

○バスを待つ時は、 道路に出ず、 車に注意して、 静かに下がって待ちましょう。

○動いているバスに近寄ったり、 さわったりするのは絶対にやめましょう。

○バスに乗る前に、 くつについているドロや雪を落としましょう。

## ②バスの中では

○バスを乗り降りする時には、 運転手さんや友だちに、 元気よくあいさつをしましょう。

○必ずシートベルトをしましょう。

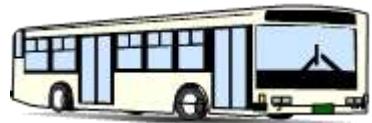
○立って歩かず、 きちんとすわりましょう。

○大声を話したり、 ふざけ合ったりするのは、 絶対にやめましょう。

○勝手に窓を開けたり、 うでや頭を出したりしてはいけません。

## ③バスから降りる時

○バスが止まってから、 席を立ちましょう。



○バスから降りたら、 バスの前や後ろをすぐに渡らず、 左右をよく確かめて道路を渡りましょう。

## ④学校に着いたら

○何時の下校バスに乗るのか、 乗らないで帰るのかを、 ホワイトボードにネームカードをはって知らせましょう。

○8時30分を過ぎてから下校バスの時刻を変更する時は、 必ず先生に言いましょう。

○下校する時は、 ホワイトボードからネームカードを元の場所にもどしましょう。

## 諸費の納入について

### 1 納入方法について

本校では令和元年度から、金銭事故の防止と出納業務の効率化を図るため、教材費等の納入を「ゆうちょ銀行の口座振替（引き落とし）」で行っております。振替金額は、振替日2～3週間前を目途に、学校から書面でお伝えしますので、振替日前日までに、口座残高の確認をお願いします。

### 2 口座振替を行う項目

#### 【学年教材費・PTA会費】

- ・PTA会費： 5月27日（火）※長子のみ
- ・前期： 7月28日（月）
- ・後期： 11月27日（木）

#### 【特別費】

宿泊学習費（5年生）、修学旅行費（6年生）、卒業アルバム代（6年生）等

- ・宿泊学習費は前期教材費と一緒に、卒業アルバム代は後期教材費と一緒に振替予定です。
  - ・修学旅行費については決まり次第お知らせいたします。
- ※コンビニ支払いになる予定です。

### 3 口座振替にあたっての注意事項、お願い

- ・振替手数料が『1回10円』かかります。ご了承ください。
- ・残額不足等で振替ができないかった場合は、原則、1週間後に再振替を行います。
- ・口座の変更を希望される方は速やかに学校にお申し出ください。「自動払込利用申込書」をお渡しします。手続き完了までには3週間ほど要します。

## 上厚真小学校の安全対策について

温暖化等の影響により、台風等による荒天や熱中症の危険を伴う気温と湿度の上昇等、緊急の安全対応を必要とする場合が出てくることが予想されます。

上厚真小学校では、計画的かつ必要に応じて緊急時の対応について子ども達に指導しております。保護者の皆様にも緊急時の安全対策等をご確認いただき、お子さんとも緊急時の対応について話し合っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 1. 暴風・暴風雨・暴風雪、地震や洪水などで登校が困難な場合

- 警報（暴風・暴風雨・暴風雪等）が発令されると臨時休校となります。
- 大規模な地震や洪水が発生し、通学路や学校施設の安全が確保できない場合、停電や断水で通常の学習が難しいと判断した場合は、臨時休校となります。
- 臨時休校の場合、家庭には、前日または当日朝に保護者連絡アプリ「すぐーる」でお知らせします。  
(始業時刻を遅らせる場合も同様の連絡となります。)

### 2. 暴風・暴風雨・暴風雪、地震や洪水などで下校が困難な場合

- 原則、保護者または保護者に代わる大人（祖父母等）が引き取りに来るまで、児童を学校に待機させます。学校待機や保護者引き取りの連絡は、「すぐーる」でお知らせします。  
(上厚真小学校は、大規模災害時の避難指定場所となっております。)

### 3. Jアラートなどの緊急速報が出た場合

- 登校前
  - ・自宅で待機し、安全確認の速報後に登校させてください。
- 学校にいる場合
  - ・担任等の指示に従って安全を確保します。
- 登下校中の場合
  - ・近くの建物に避難するか、物陰に身を隠し、周囲の大人に安全を確認してから行動するよう指導してください。

### 4. 熱中症防止の対策（「上厚真小熱中症予防対策指針」に基づく）

#### ①日常の取組について

##### ○体調の観察

- ・ご家庭からの連絡や学校での健康観察を通し、児童の体調に合わせて運動の軽減や中止、涼しい場所での休息等を指示します。

### ○水分補給や放熱対策

- ・水分補給をこまめに行わせます。暑さ指数を目安に、状況に応じて水筒持参や授業中の給水タイムを呼びかけます。
- ・首などを冷やす冷却タオルや冷却リングの持参を可能とします。(7~9月限定)

### ②活動の制限について

#### ○暑さ指数による活動制限

- ・玄関と2階廊下に設置している暑さ指数計を定期的に確認し、予防対策指針に従い、体育や休み時間、野外活動等の制限を行います。
- ・暑さ指数の上昇や熱中症警戒情報の発令が予想される場合は、校外学習を中止します。

### ③熱中症警戒情報が発令された場合について

#### ○臨時休校等の判断

- ・冷房環境が整っていない場合や、冷房があっても教育活動が難しいと判断した場合は、臨時休校や下校時刻を早める等の対応をします。

## 5. 不審者による被害の防止について

○通学路を守って登下校させてください。

○できるだけ複数で行動し、人気の無い場所や見通しの悪い場所に行かないよう指導してください。

○不審者に遭ったらすぐに逃げる、近くの大人や家に助けを求めるなどし、警察に連絡し、その後学校にもお知らせ下さい。

## 6. 個人情報の保護について

○学校は公的な関係機関を除き、家庭環境調査に記載されている保護者の許可なく、児童や家庭に関する情報を伝えることはありません。また、法や規程に基づき、適切な管理、運用、廃棄処理等を行うこととしています。

○ホームページなど、学校が発信する、保護者以外の方の目に触れる情報は、原則児童の氏名や顔が分からぬ形で公表することとしています。

○町の広報紙や新聞などでは顔や氏名とともに出来事やインタビュー内容が伝えられることがあります。児童の写真や氏名の掲載を許可されない場合は、学校までお知らせください。

○保護者等が行事などで撮影された写真や動画をSNS等のネット上に公開することはおやめください。個人が発信したSNS等の内容について、学校が関与し、責を負うことはできません。

## 7. その他安全対策についてのお願い

○川や用水路、付近の海で子供同士で遊ぶことは厳禁です。もし見つけたら注意してください。  
○帰宅時刻や行先、一緒に行動する友達などを確認しましょう。帰宅するはずの時間を大幅に過ぎて所在が分からぬ場合は、まず警察に連絡し、その後学校にもお知らせください。

## いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

厚真町立上厚真小学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

## いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・児童生徒の多様性を認め、その特性を踏まえた対応を行います。

## いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上厚真小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を 御覧下さい。	① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。 ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 ③ いじめの早期発見のために、全ての大人が連携し、様々な手段を講じる。 ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。 ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。 ⑥ いじめ防止のための達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。 ⑦ 「いじめ防止基本方針」を、入学時及び年度初めに、児童、保護者、関係機関等に説明する。
上厚真小学校 いじめ対策組織 の役割や活動	いじめ防止対策委員会 【目的】いじめ防止に関する措置を実効的に行うとともに、未然防止に関する対策検討、情報共有を行う。 【構成員】校長・教頭・生徒指導部長・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学級担任・必要に応じて専門知識を有する外部有識者および関係機関等
本校の いじめ防止 プログラムの活動	【早期発見に向けて】 (1)朝・帰りの会や授業などの観察 (2)アンケート・個人面談の実施 ・いじめアンケートの実施(5月・10月) ・教育相談週間の実施(6月・11月) 【相談ができる環境づくり】 (1)誰にでも相談できること、相談することの大切さを伝える。 (2)傾聴の姿勢と共感的な理解 (3)自信や存在感を感じられるような励まし (4)速やかな報告と校内での情報共有 【早期解決に向けて】 (1)事実関係の速やかな把握と構造的な分析 (2)組織的な体制での調査 (3)いじめている児童に対する毅然とした姿勢 (4)心情に訴えたいじめの重大さを気付かせる指導 (5)いじめている児童の心の安定を図る指導 (6)関係保護者との連携、協力、支援、指導 (7)ケースによりいじめ問題相談窓口等を利用 【解消の判断】 (1)いじめに係る行為が止んでいること (3か月を目安) ・被害が重大な場合等はさらに長期の期間を設定 ・被害、加害児童生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で判断 (2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 【再発防止の取組の徹底】 (1)いじめを受けた児童生徒の安心な教育環境の整備 (2)関係資料の保存年限の厳守

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の上厚真小学校のいじめ対策組織担当は、教頭 藤本 拓です。

連絡先 0145-28-3560 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 <a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 13~17 時
胆振教育局教育相談電話(電話)	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



# 警察と連携した「いじめ問題」への対応

厚真町教育委員会 令和7年(2025年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力を願います。

## [参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## □ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
<b>暴 行</b> (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
<b>傷 害</b> (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
<b>不同意わいせつ</b> (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
<b>恐 喝</b> (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
<b>窃 盗</b> (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
<b>器物損壊等</b> (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
<b>強 要</b> (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
<b>脅 迫</b> (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
<b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
<b>自殺関与</b> (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
<b>児童ポルノ提供等</b> (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
<b>私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)</b> (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## □ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

### [家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上のいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□上厚真小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の藤本教頭です。また、担当者の他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずに相談ください。  
□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。  
連絡先0145-28-3560(学校代表電話)

### [参考]『上厚真小学校いじめ防止基本方針』

URL: <https://www.atsuma-kyoiku.jp/kamiatsuma/>

